

# 公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定により公告する。

令和8年2月2日

広島県知事 横田 美香

## 1 調達内容

### (1) 業務名

広島県庁舎弁当販売業務（使用許可）

### (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和8年3月9日から令和8年3月31日まで（更新の場合あり）

### (4) 履行場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁舎（本館地下1階及び東館8階）

### (5) 使用許可の方法【重要事項説明】

行政財産の使用料に関する条例（昭和39年3月31日広島県条例第31号）、行政財産使用規則（昭和39年3月31日広島県規則第14号）及び行政財産の使用料の額の設定（平成6年3月24日広島県告示第285号）によるものとする。

### (6) 使用料

行政財産の使用料に関する条例の定めるところによる使用料を、別途定められた期日までに納付すること。

## 2 技術評価等資料

### (1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評価項目		内容
商品	種類数	販売する弁当の種類はどうか
商品	価格設定	販売する弁当の価格設定はどうか
商品	供給能力	販売する弁当の供給能力は十分か
商品	品質	販売する弁当の品質はどうか
店舗運営	清掃	清掃、ごみ処理の計画は適切か
店舗運営	混雑対応	混雑時にも対応できる体制か（例：キャッシュレス導入、人員配置）
店舗運営	創意工夫	店舗運営について独自の提案があるか (例：ワゴン販売、地産地消の取組、健康志向・環境への配慮等)
店舗運営	利用者対応	利用者からのクレーム、要望等への対応は適切か
店舗運営	緊急時対応	緊急時の連絡体制や労務管理（労災等）の対応は適切か
実施体制	実績	弁当販売の実績、ノウハウは十分か
実施体制	収支計画	収支計画は現実的かつ健全か

実施体制	財務	提案者全体の資産、財務状況は健全か
------	----	-------------------

(2) 技術評価等資料の提出方法等

- ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。
- イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。
- ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

項目	評価項目		評価基準	配点
技術評価	商品	種類数	販売する弁当の種類はどうか	25
	商品	価格設定	販売する弁当の価格設定はどうか	25
	商品	供給能力	販売する弁当の供給能力は十分か	15
	商品	品質	販売する弁当の品質はどうか	20
	店舗運営	清掃	清掃、ごみ処理の計画は適切か	20
	店舗運営	混雑対応	混雑時にも対応できる体制か (例: キャッシュレス導入、人員配置)	10
	店舗運営	創意工夫	店舗運営について独自の提案があるか (例: ワゴン販売、地産地消の取組、健康志向・環境への配慮等)	10
	店舗運営	利用者対応	利用者からのクレーム、要望等への対応は適切か	10
	店舗運営	緊急時対応	緊急時の連絡体制や労務管理(労災等)の対応は適切か	10
	実施体制	実績	弁当販売の実績、ノウハウは十分か	15
政策評価	実施体制	収支計画	収支計画は現実的かつ健全か	10
	実施体制	財務	提案者全体の資産、財務状況は健全か	10
	社会的責任	障害者雇用への取組	提案者全体における障害者雇用状況はどうか	5
	社会的責任	両立支援	広島県仕事と家庭の両立支援企業に登録しているか	5
法令遵守	法令遵守	社会保険等【必須】	社会保険等の加入状況	5
	法令遵守	賃金水準【必須】	業務従事予定者の賃金水準が最低賃金を上回っているか	5
合 計				200
技術評価の配分点				180
政策評価の配分点				20
技術評価点	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)			最大 180

政策評価点	政策評価の配分点×（政策評価の得点合計）／（政策評価の配点合計）	最大 20
評価値	技術評価点+政策評価点	最大 200

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

※3 技術評価点に係る要求水準は90点以上とし、これを満たさない者は落札者としない。

#### 4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「59Bデリバリー給食」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

#### 5 入札手続等

- (1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

##### ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局福利課（広島県庁本館3階）

電話（082）513-2260（ダイヤルイン）

##### イ 交付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月12日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

##### ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

- (2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

##### イ 提出先

上記(1)アの場所

##### ウ 提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時15分

##### エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年2月13日（金）までに通知する。

（3）技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記（1）アの場所

イ 提出期限

令和8年2月20日（金）午後3時

ウ 技術評価等資料の提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

（4）開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月20日（金）午後3時30分

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁本館3階東側会議室

## 6 落札者の決定方法

（1）評価値の最も高い者を落札者とする。

（2）落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。すべての評価点が同じ場合は、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

（3）結果の通知

令和8年2月26日（木）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

## 7 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

（ア）県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契

約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「59B デリバリー給食」の資格に限る。）

使用料の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(1) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

否

(6) 使用許可申請等の手続き

落札者と、提出された技術評価等資料を基本に事業運営等の詳細について協議をした上で、落札者は「行政財産使用許可申請書」を提出するとともに、許可を受けた日から 1 週間以内に「誓約書」を提出する。

万一、落札者の辞退等があった場合は、次点の技術評価等資料として評価した者を落札者として繰り上げ、使用許可の手続きを行う場合がある。

(7) その他

入札説明書による。

8 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県総務局福利課（広島県庁本館 3 階）

電話 (082) 513 - 2260(ダイヤルイン) ファクシミリ (082) 225 - 7909

メールアドレス soufukuri@pref.hiroshima.lg.jp